

国総建第281号
平成21年1月19日

(財)建設業振興基金 理事長 殿
(財)全国建設研修センター 理事長 殿
(社)日本建設機械化協会 会長 殿
(財)建設業技術者センター 理事長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

施工管理技術検定試験に係る不正防止措置の実施について

今般、施工管理技術検定試験における不正行為の防止の観点から、別紙のとおり「施工管理技術検定試験に係る不正防止措置」をとりまとめたところである。

については、貴機関におかれても、本措置における該当部分について、遺漏なきよう実施されたい。

施工管理技術検定試験に係る不正防止措置

1. 不正防止対策（恒久対策）

- 国土交通大臣が施工管理技術検定試験の合格者に交付する「合格証明書」に、受験者の明確化の観点から受験時の顔写真を貼付する。
本対策は、平成21年度の試験より実施する。

2. 今年度試験における確認

- 以下事項の実施により、不正合格者がいないかについて確認する。
- ・ 合格者もしくは合格予定者のうち昨年度も受験した再受験者を対象に、各受験時の顔写真の整合確認
 - ・ 合格者を対象に、監理技術者資格者証交付時において、受験時の顔写真と監理技術者資格者証申請の顔写真との整合確認

不正防止対策（恒久対策）後の施工管理技士の資格取得、
及び監理技術者資格者証の取得の手続き【今後】

